

第三節 復興 民主化政策

一九	神奈川県震災都市復興都市計画事業概要……………	三六八	二〇	公民館設置運営の件通知……………	四四五
二〇	横須賀市更生対策要項……………	三六九	二一	社会教育関係事項情況調査に関する件通知……………	四四六
二一	川崎市市民需対策委員会規程……………	三七三	二二	連合軍の教育関係等指令の徹底に関する件通知(一―一)……………	四四六
二二	武器引渡命令に対する緊急措置の件通牒……………	三七三	二三	国民学校後期用図書中の削除修正箇所徹底の件通牒……………	四四八
二三	神社への寄進行為等禁止および注意の件通牒(一―二)……………	三六五	二四	教科用図書使用に関する注意の件通牒……………	四四九
二四	旧大政翼賛団体等解散団体の資産接収の件通牒……………	三六六	二五	国民学校青年学校中等学校師範学校青年師範学校用旧教科書の使用禁止の件通知……………	四四九
二五	戦後国民貯蓄増強方策に関する件説明……………	三六七	二六	師範学校中等学校教科書中発行供給中止図書取扱の件要項……………	四〇〇
二六	金融緊急措置等実施にともなう国民貯蓄増強の件指針……………	三九七	二七	修身 国史 地理教科用図書の回収に関する件通知……………	四〇三
二七	救国貯蓄運動要綱……………	四〇三	二八	国史の授業再開に関する注意の件通知……………	四〇四
二八	中等学校長常会通達事項……………	四〇三	二九	国史授業指導要項……………	四〇五
二九	校長会議事項……………	四〇四	三〇	行進 徒手体操等実施に関する注意の件通知……………	四〇〇
三〇	教職員の教育研究協議会新設に関する件通知……………	四〇五	三一	演劇脚本および紙芝居の検閲に関する件通知……………	四〇三
三一	復員軍人の教育職復帰又は採用等に関する件通知……………	四〇七	三二	御眞影奉還に関する件通牒……………	四〇三
三二	教職員適格審査に関する件通知……………	四〇八	三三	国家神道神社神道に対する政府の保証支援保全監督および弘布禁止に関する件通牒……………	四〇三
三三	昭和二十一年度母親学級開設要項……………	四〇九	三四	勅語および詔書の取扱措置に関する件通知……………	四〇四
三四	昭和二十二年度母親学級開設要項……………	四一〇	三五	学校における宮城遙拝等禁止の件通牒……………	四〇五
三五	公民啓発運動に関する青年常会開催の件通牒……………	四一二			
三六	総選挙に関する公民啓発運動実施の件通牒……………	四一五			

一三 学校生徒の神社関係行事等への参加禁止徹底の件通知	四三五	一七 憲法実施記念郡市対抗駅伝競争第一回打合せ事項ならびに第二回全日本毎日マラソン大会要項に関する件通知	四三〇
一四 忠霊塔 忠魂碑等撤去の徹底に関する件通知	四三六	一八 憲法施行記念植林の件通知	四三二
一五 国旗掲揚の制限に関する件通知(一一一)	四三七	一九 憲法普及会神奈川県支部主催 憲法精神普及徹底指導者講習会の件通知	四三三
一六 国旗掲揚の制限措置解除の件通知	四三七	二〇 憲法普及夏季大学講座の件通知	四三三
一七 戦後民主教育の理念と実践要項	四三八	二一 各種団体の集会 運動等届出に関する徹底の件通知	四三五
一八 中郡成瀬村小学校時報 創刊号	四四四	二二 集会 示威運動の届出の件通知	四三五
一九 農地改革に関する歎願書	四五七	二三 軍国主義的政治団体 結社等禁止に関する件通牒	四五六
二〇 農地改革数え唄	四五八	二四 軍国主義的政治団体 結社等の禁止に関する調査の件通知	四六八
二一 足柄下郡湯本町民の政治関心調査結果	四五九	二五 足柄上郡仙石原村の軍国主義的政治団体結社等解散状況報告	四六九
二二 憲法精神普及徹底の指導者講習会の件通知	四六九	二六 政治団体の結成 変更届等の励行に関する指導の件通牒	四九二
二三 憲法普及に関する実施事項および計画案	四七〇	二七 川崎市集会 集団行進および集団示威運動に関する条例の設定理由と条例(一一一)	四九三
二四 憲法施行記念週間	四七三		
二五 憲法施行記念週間行事および憲法に関する論文の募集の件通知	四七四		
二六 憲法普及会編「新しい憲法明るい生活」配布の件通知	四七五		
二七 憲法討論会要領	四七六		
二八 憲法の普及徹底の件通知	四七九		

## 第二章 地方行政改革

### 第一節 県行政

一〇 地方制度改正にともなう公民啓発運動に関する件通知	四四五	よび中郡伊勢原町の所見	五〇〇
一一 公務員の集団欠勤に関する警告書	四四六	一七 高座郡座間町警察職員の宣誓教育訓練 礼式および服装に関する規則	五〇三
一二 自治体警察署警察官募集の件通知	四九七	一八 高座郡座間町自治体警察廃止の件報告	五〇三
一三 神奈川県自治体警察署設置町村および町村長名	四九八	一九 中郡伊勢原町自治体警察廃止の件決定	五〇四
一四 神奈川県自治体警察町村連絡協議会規約	四九九	二〇 政府 自治体の広報活動に関する原則	五〇四
一五 自治体警察町村連絡協議会（仮称）発足打合会の件通知	五〇〇	二一 神奈川県下の地方自治に対する世論調査等結果調	五〇七
一六 自治体警察事務再配分に関する意見書提出依頼の件お			
第二節 市町村行政			
二〇三 民主自治発展協議懇談会要綱	五七	二〇 町内会部落会等の神道に関する諸行為禁止徹底の件通牒	五七
二〇四 町村庶務主任会議開催の件通知	五八	二一 戦災復興等常会での徹底事項指示	五八
二〇五 民主自治発展協議懇談会開催の件通知	五八	二二 町内会部落会等 長の選挙に関する件指示	五九
二〇六 特別市制に関する件報告	五八	二三 町内会部落会等の廃止ならびに措置の徹底に関する件通牒	五九
二〇七 町内会設置規程等廃止の件告示	五〇	二四 町内会部落会等 長の公的活動の禁止に関する件通牒	五九
二〇八 町内会部落会等の運営に関する件通牒	五〇	二五 町内会部落会等の解散およびその他の行為制限に関する件通知	五三
二〇九 部落会町内会規約準則案協定の件通知	五三		
二一〇 足柄下郡湯本町部落会町内会規約準則	五三	二六 隣組制度廃止にともなう主要食糧の戸別配給の件通知	五三

二七 地方税制度 財政制度改正事項……………	五八	三六 地方制度改正にともなう神奈川県訓令第四十九号……………	五五
二八 県民税の創設および町村民税の拡充の件通知……………	五七	三九 第二十二回神奈川県町村合併促進審議会議録……………	五六
二九 神奈川県町村長会の農山漁村行政刷新拡充の件決議……………	五六	三〇 神奈川県町村合併計画……………	五三
三〇 神奈川県町村会会則……………	五九	三一 神奈川県町村合併一覽表……………	五七
三一 昭和二十一年度神奈川県町村長会会務報告……………	五三	三二 神奈川県町村合併促進審議会の町村合併の結果報告……………	五八
三二 昭和二十二年度神奈川県町村会会務報告……………	五五	三三 中郡成瀬村の町村合併の動き(一—八)……………	五二
三三 神奈川県町村会の宣言 決議(一—三)……………	五八	三四 県知事内山岩太郎の伊勢原町新町建設計画案に対する意見……………	六九
三四 昭和二十二年度町村予算編成の件通牒……………	五一	三五 中郡伊勢原町建設計画……………	六〇
三五 昭和二十六年度予算編成方針の件通知……………	五三	三六 中郡伊勢原町等関係町村現況表……………	六六
三六 県知事内山岩太郎の特別市制案に対する意見……………	五五	三七 特別市制反対意見書(一—二)……………	六〇
三七 特別市制反対意見書(一—二)……………	五〇	相澤菊太郎日記 昭和二十年—昭和二十四年……………	六三

## 第三編 昭和 戦後(二)

### 第一章 労働 社会状態

#### 第一節 農村 労働問題

三三 神奈川県民主体協議会活動状況……………	六三	三四 神奈川県労働調査部の津久井郡串川村実態調査報告……………	六五
三六 物価値上反対神奈川県民大会等関係資料(一—三)……………	六八	三五 産別会議等の昭和電工川崎工場爆発事件調査報告……………	六七
三九 神奈川県取引高税反対同盟等決議(一—三)……………	六一	三六 神奈川県下組織労働者の消費生活調査報告……………	六九
		三九 中小企業労働者余暇利用調査報告……………	六六

第二節 基地問題

二四 全駐労神奈川地区本部関係労働協議会議事録(一一二)…………… 六七  
 二五 全駐労神奈川地区本部の労働者失業反対要求…………… 六七  
 第三節 公害問題 対策

二六 神奈川県事業場公害防止条例 同施行規則…………… 七四  
 二七 神奈川県公害の防止に関する条例 同施行規則…………… 七六  
 二八 産業公害による農作物被害調査(一一二)…………… 七六  
 二九 ヨコハマゼンソクの実態…………… 七六  
 三〇 川崎市煤煙防止対策協議会調査報告…………… 七一  
 三一 昭和三十二年度横浜 川崎市の公害に関する請願 陳情…………… 七八  
 三二 朝日製鉄株式会社公害問題(一一五)…………… 七〇

第二章 社会運動

第一節 労働運動

三三 昭和二十一年一月～二十四年六月 月別型態別発生労働  
 争議調…………… 八四  
 三四 昭和二十一年五月一日現在労働組合名簿…………… 八六  
 三五 昭和二十一年現在神奈川県下労働組合連合団体組織実態調…………… 八四  
 三六 昭和二十二年六月現在単位労働組合および労働協約締結

二四 厚木航空基地騒音問題等関係資料(一一六)…………… 七〇  
 二五 神奈川県基地関係市町連絡協議会の提供施設返還要望書…………… 七四

三五 日の出製鋼公害問題の陳情および報告書(一一三)…………… 七五  
 三六 昭和三十六年度中小企業公害除去施設資金助成事業場  
 の公害状況…………… 八〇  
 三七 昭和三十六年度現在公害陳情問題処理概要…………… 八〇  
 三八 昭和三十七年上期神奈川県公害業務概要…………… 八七  
 三九 公害防止条例の沿革 公害発生経過…………… 八〇  
 四〇 昭和四十年五月現在公害処理状況…………… 八六

状況…………… 八五

三三 昭和二十二年十一月現在単位労働組合の組織状況…………… 八六  
 三四 昭和二十三年四月分労働紛争 争議…………… 八七  
 三五 昭和二十四年一月～五月末現在工場閉鎖ならびに人員  
 整理状況…………… 八五  
 三六 昭和二十四年六月現在神奈川県主要単位労働組合調…………… 八六

目次

二六	昭和二十四年十一月現在産業別 事務所別労働組合の組織等実態調……………	八五	二七	産別会議神奈川地方会議の労働戦線統一声明書……………	九三
二七	産別会議神奈川地方会議の賃金問題等に関する要請書……………	九三	二七	神奈川県労働組合会議運動関係記録(一—四)……………	九三
二七	昭和二十二年産別会議神奈川地方会議運動方針……………	九三	二七	東神奈川電車区国鉄人員整理反対運動経過(一—八)……………	九二
二七	産別会議神奈川地方会議の企業整備反対声明書……………	九〇	二七	川崎地区労働組合連絡協議会の弾丸道路調査報告(一—二)……………	九四
二七	昭和二十三年メーデー世話人会議事録……………	九二	二七	神奈川県下基地労働者解雇反対運動(一—三)……………	九五
	第二節 原水爆禁止 平和運動		二七	昭和三十三年十月現在基地労働者組織状況一覽表……………	九六
二八	神奈川県平和評議会規約草案……………	九五	二八	軍事基地反対県民大会……………	一〇〇
二八	第十三光栄丸船員一同の原水爆実験禁止の訴え……………	九五	二八	神奈川県原水爆禁止運動センター設立の呼びかけ……………	一〇五
二八	横須賀市市民大会の水爆実験反対決議……………	九七	二九	原水爆禁止横浜市協議会の結成……………	一〇六
二八	世界平和大集会神奈川県準備会活動記録(一—五)……………	九七	二九	原水爆禁止神奈川県協議会規約 活動記録(一—七)……………	一〇七
二八	逗子原水爆禁止促進協議会ニュース 第一号……………	九七	二九	横浜市原水爆禁止協議会の運動趣旨……………	一〇五
二八	横須賀平和の会便り 第三号……………	九二	二九	第二回神奈川県婦人大会宣言 決議……………	一〇五
二八	神奈川平和祭 原水爆禁止運動に関する決議案……………	九八	二九	横須賀在住婦人の生活記録……………	一〇五
二八	逗子平和懇談会ニュース 第十九号……………	九八	二九	第一回横浜母親大会記録……………	一〇七
二八	神奈川平和評議会ニュース 第五号……………	一〇一	三〇	鎌倉の自然をまもる会の結成……………	一〇七
二八	足柄原水爆禁止運動ニュース……………	一〇四	三〇	風致特別保護地区 自然擁護の共同見解……………	一〇八
二八	逗子平和懇談会第五回定期総会資料……………	一〇六	三〇	神奈川自然保護連盟の結成……………	一〇八
二八	横浜市岸根基地反対連絡会議の訴え……………	一〇八			

# 解説

一 政治・行政編2の「戦後」の構成をめぐって……………	一
二 昭和準戦時 戦時……………	四
三 昭和戦後(一)……………	二〇
四 昭和戦後(二)……………	二六
収録資料所蔵者一覧……………	三六

# あとがき

# 口絵

- 相澤菊太郎日記(相澤栄久氏蔵)
- 敗戦直後の横須賀軍港(齋藤秀夫氏蔵)
- 横須賀市のやみ市(齋藤秀夫氏蔵)
- 米軍政部の教育に関する指令文(県立湘南高等学校蔵)
- 川崎市政月報提出に関する指令書(川崎市役所蔵)
- 川崎市政月報(川崎市役所蔵)
- 神奈川県の町村合併の様子(神奈川県新聞社蔵)
- 横須賀市水爆被害実情報告大会(広田重道氏蔵)

# 付録

- 横須賀平和の会結成大会ポスター(広田重道氏蔵)
- 公害反対神奈川県民集会ちらし(川崎医療生活協同組合蔵)
- 県庁舎(小柴俊雄氏蔵・横浜市図書館蔵)
- 横浜港隣接地帯接収現況図(県史編集室蔵)
- 神奈川県管内提供施設区域現況図(神奈川県渉外部基地対策課蔵)
- 神奈川県管内在日合衆国軍の使用施設および区域  
(神奈川県渉外部基地対策課蔵)

装丁 原 弘  
(裏表紙・遊び紙のマークは県章)

第一編  
昭和準戦時  
戦時





# 第一章 国民更生 経済更生運動

〔別冊〕

〔表紙〕

国民更生運動実施計画要綱

神奈川県

## 第一節 県更生計画

### 目次

#### 一 神奈川県国民更生運動実施計画要綱

七農第五一六六号

昭和七年九月五日

内務部長

学務部長

足柄下郡仙石原村農会長殿

国民更生運動ニ関スル件

現時未曾有ノ難局ニ際シ之カ打開ヲ策スル為九月五日ヲ期シ全国一齊ニ国民更生運動ヲ開始スル事ト相成本県ニ於テモ同日知事ヨリ県民更生ニ関スル告諭ヲ発シ県民ノ自覚自奮ヲ促スト共ニ市町村長宛別冊所載ノ通り通牒相成候就テハ市町村ト相提携シテ速ニ別冊国民更生運動実施計画要項ニ基キ夫々地方ノ実状ニ応シ最適切有効ナル計画ヲ樹立シ之カ実効ヲ収メラレ度依命及通牒候也

一 国民更生運動ノ趣旨

二 国民更生運動ニ関スル告諭

三 国民更生運動ニ関スル件依命通牒

四 神奈川県市町村更生委員会設置ノ趣旨並規程

一 国民更生運動ノ趣旨 (昭和七年八月二十七日發社第九一号  
内務次官並社会局長官連名通牒別冊)

我国ハ今ヤ未曾有ノ難局ニ直面セリ財界ノ不況ハ益々深刻トナリ商工業ハ萎靡沈滞シ農山漁村ノ疲弊困憊更ニ甚シク國際關係亦弥々重大ヲ加ヘツツアリ仍チ時局匡救ノ根本対策ヲ樹立シ民心ノ安定ヲ図ルノ緊要ナルハ言ヲ俟タスト雖殊ニ之カ応急的諸施設ヲ講スルハ正ニ焦眉ノ急務ナリト謂ハサルヘカラス依テ政府ハ各種匡救施設ヲ行ハントス此ノ秋ニ方リ国民亦内外ノ情勢ト困難ノ実相トヲ真ニ理解シテ自奮自励以テ生活全般ノ一新ヲ画スルト共ニ公共奉仕ノ精神ヲ發揮シ愛國の熱情ト信念トヲ以テ挙國一致曠古ノ難局打開ニ協力邁進セサルヘカラス之レ即チ本運動ヲ計画實施セントスル所以ニシテ

其ノ要目並方法ヲ定ムルコト概ネ次ノ如シ

第一 國民更生運動ノ要目

一 建國ノ大義ニ則リ挙國一致國難打開ニ協力邁進セシムルコト  
 現下我國ハ内外共ニ未曾有ノ難局ニ直面セリ此ノ國難ニ際シテハ  
 國民ハ能ク其ノ難局ノ真相ヲ認識スルト共ニ我建國ノ大義ニ立脚  
 シ一致協力難局ノ打開ニ向ツテ邁進セサルヘカラス

二 自力更生ノ氣風ヲ振作スルコト

凡ソ民心ニシテ消極退嬰ニ傾キ徒ニ他力ニ依頼セントスル弊風瀰  
 漫スル時ハ國家凡百ノ救済保護ノ施設モ其ノ実効ヲ挙クルコト難  
 シ仍チ時局巨救ノ第一義ハ國民ヲシテ積極敢為ノ精神ト新興ノ銳  
 氣トヲ以テ自力ニ依ル生活ノ確立向上ヲ図ラシムルニ在リ

三 經濟ノ組織化計画化ヲ図リ之カ実行ヲ期セシムルコト

自力更生ノ方途ハ經濟ノ組織化計画化ヲ基調トシテ生産消費ノ兩  
 方面ニ亘リ共同ノ組織ヲ整備シ計画アル經濟ヲ確立シ國民經濟ノ  
 全般ニ亘リテ根本的工夫改善ヲ加ヘ地方財政ニ於テモ亦之カ趣旨  
 ニ鑑ミ其ノ合理化ヲ計リ以テ公私兩方面ニ於ケル經濟ノ更新ヲ期  
 スルノ要緊切ナリト謂ハサルヘカラス

四 國民各自ヲシテ其ノ分ニ応シ社会公共ニ奉仕セシムルコト

社会生活ハ社会連帶ノ本義ニ基キ相互扶助共存共榮ノ実ヲ挙クヘ

キハ論ヲ俟タスト雖往々一己ノ利害ニ膠着シテ之カ本義ヲ没却ス  
 ルモノナシトセス然レトモ自力更生ハ國民全般ノ協力提携ヲ俟ツ

ニ非レハ其ノ実効ヲ収メ難キモノナルヲ以テ此ノ際國民タルモノ  
 各自其ノ財力資産職業ニ応ジ社会公共ニ奉仕スルノ覚悟ナカルヘ  
 カラス

第二 國民更生運動ノ方法

一 新聞雜誌等ト連絡ヲ図リ其ノ協力ヲ求ムルコト

二 教化団体実業団体（農會商工会議所水産會山林會等）男女青年  
 団在郷軍人会婦人団体等民間団体トノ連絡ヲ図ルト共ニ學者教育  
 者実業家宗教家其他ノ篤志者ノ協力ヲ求ムルコト

三 各種冊子ノ頒布映画ノ作製利用懇談會講演會講習會等ノ開催ヲ  
 為スコト

四 学校寺院教会劇場活動写真館其他ノ場所ニ於テ多数集合ノ機會  
 ヲ利用シ國民更生運動ニ関スル趣旨ノ徹底ヲ図ルコト

二 國民更生運動ニ関スル告諭 （昭和七年九月五日）  
 神奈川縣告諭第一号）

國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ今ヤ我カ國ハ内外多事殊ニ財  
 界ノ不況弥々深刻ニシテ商工業ハ萎靡沈滞シ農山漁村ハ疲弊困憊其  
 極ニ達セリ而モ人心動モスレハ倚恃退嬰ニ傾キ慚怍詭激ニ流レント  
 ス真ニ國步艱難非常戒慎ノ秋ナリ方ニ応急的施設ヲ講シテ以テ焦眉

ノ急ヲ濟フト共ニ大イニ国民ノ意氣ヲ振作シテ質実剛健ニ趨キ經濟生活ヲ改善シテ国力ヲ不拔ニ培ハサル可ラス

畏クモ 皇室ニ於カセラレテハ夙ニ時局ニ軫念アラセラレ先般救療

並學術振興ノ思召ヲ以テ巨額ノ内帑ヲ賜フ 聖慮広大洵ニ恐懼感激

ノ至リニ勝ヘス政府ニ於テモ這般臨時議會ヲ召集シテ専ラ時局匡救

ノ応急対策ニ関シ協賛ヲ經ル所アリ本県亦之ニ対応シテ各般ノ施設

ヲ実行センカ為臨時県會ヲ開クニ至レリ

惟フニ時局匡救ノ方途多岐ナリト雖汎ク国民ノ自奮自勵ニ懇ヘ徒ニ

他ニ依頼スルノ弊風ヲ排除シ獨立自主ノ下ニ積極敢為ノ精神ト新興

潑瀾ノ銳氣トヲ以テ産業經濟公私生活其ノ他各般ニ亘リテ更生ノ方

策ヲ樹立シ之ヲ実行スルヲ以テ第一義トス是レ政府ガ全国ニ向テ国

民更生運動ヲ強調スル所以ノモノナリ

茲ニ本県ハ政府ノ方針ニ則リ神奈川県市町村更生委員會ヲ設置シ市

町村ニ於ケル自主的更生ノ諸施設ニ対スル指導誘導ニ任セシメント

ス必スヤ県下各市町村ハ一齊ニ蹶起シ學校並教育教化産業其ノ他ノ

各種団体及一般篤志家ノ協力援助ト相俟ツテ更生ノ実効ヲ挙クルニ

至ル可キヲ期待スルモノナリ

想起ス九年前彼ノ大震災災ノ慘禍頗ル激甚ヲ極メタリシモ百六十万

県民不撓不屈ノ努力ハ灰燼ノ中ニ復興ヲ志シ荒蕪ノ裡ニ更生ヲ策シ

遂ニ今日ノ盛運ヲ再現スルニ至レリ曩日既ニ克ク此ノ試練ニ堪ヘタル県民ハ亦克ク現下ノ難局ヲ打開シテ正ニ更生シ得ルノ県民タルヲ信シテ疑ハサルナリ

翼クハ県民諸士清新潑瀾タル意氣ヲ以テ協心戮力本運動ノ旨意達成ニ邁進セラレントヲ

昭和七年九月五日

神奈川県知事 横山助成

三 国民更生運動ニ関スル件依命通牒

(昭和七年九月五日付七地第四三三二二号ヲ以テ市町村長宛内務部長及学務部長連名通牒)

現時未曾有ノ難局ニ際シ之カ打開ヲ策スル為九月五日ヲ期シ全国一齊ニ国民更生運動ヲ開始スル事ト相成本県ニ於テモ同日知事ヨリ県民更生ニ関スル告諭ヲ發シ県民ノ自覺自奮ヲ促カス事ト相成候ニ就テハ各市町村共該告諭並左記各項御了知ノ上速ニ別紙国民更生運動計画ニ基キ夫々地方ノ実情ニ応シ最適切ノ有効ナル計画ヲ樹立シ之カ実効ヲ収メラレ度依命通牒候也

記

一 本運動ノ趣旨ハ急速且ツ敏活ニ之カ徹底ヲ期セラルヘキコト

二 本運動ノ実施ニ当リテハ既設ノ教化団体農會漁業組合其他各種

産業団体男女青年団在郷軍人会婦人団体等ノ民間団体等トノ連絡

提携ヲ図リ其ノ自發的活動ヲ促シ本運動ノ趣旨ノ徹底ニ努ムルコ

ト

三 本運動ハ国民ノ自主的更生ヲ目標トスルモノナルヲ以テ国民更生ニ関スル講演会ヲ開催シ其ノ趣旨ヲ徹底セシムルノ外政府並ニ県ノ時局匡救施設ト相俟ツテ特ニ前記諸団体ヲ中心トシテ懇談会座談会等ヲ開キ自力更生ニ関シ各市町村各部落或ハ各種組合等ニ適切ナル各般ノ具体的申合せ又ハ實際的計画ヲ樹立セシメ之ガ実行ヲ期セシムルコト

右申合せ又ハ計画ヲ樹立スルニ当リテハ特ニ左ノ諸点ニ留意スルコト

(1) 申合せ又ハ計画ノ内容ハ当該地方ノ実情ニ適応シタルモノタルコト

(2) 申合せ又ハ計画ハ之カ実行実現ニ重キヲ置クコト

(3) 申合せ又ハ計画ハ当該地方住民又ハ組合員等ノ自主的更生ノ意氣ニ依リ之ヲ定メ且ツ実行セシムル様指導誘掖ヲ為スコト

尚右具体的申合せ又ハ實際的計画ノ事例トシテハ産業上必要ナル事項例ヘバ農家経営ノ総合的改善作業ノ共同化物資ノ共同購入生産品ノ共同販売等ニ関スル計画負債ノ整理ニ関スル計画地方団体又ハ組合等ノ財政ヲ確立スル計画社交儀礼ニ於ケル弊風打破其ノ他合理化ニ関スル申合せ等当該地方ニ適切ナル事項ニ付定メシム

ルコト

四 尚本運動ノ趣旨ヲ徹底セシメ其ノ実効ヲ挙ゲシムルノ目的ヲ以テ本県ニ於テハ県ニ神奈川縣市町村更生委員会ヲ設置シタルヲ以テ其ノ設立ノ趣旨並委員会規程ノ趣旨ニ從ヒ各市町村ハ之ガ善用ニ努メラレタキコト

国民更生運動ニ関スル件

昭和七年九月五日付七社第七九九号(産業団体へハ七農第五一六六号)ヲ以テ学校長青年訓練所主事男女青年団長在郷軍人分會長教化団体長各種産業団体長宛学務部長内務部長連名通牒

現時未曾有ノ難局ニ際シ之カ打開ヲ策スル為九月五日ヲ期シ全国一斉ニ国民更生運動ヲ開始スル事ト相成本県ニ於テモ同日知事ヨリ県民更生ニ関スル告諭ヲ發シ県民ノ自覚自奮ヲ促カスト共ニ市町村長宛別冊所載ノ通牒ノ次第モ有之候ニ就テハ市町村ト相提携シテ速ニ別冊国民更生運動計画要項ニ基キ夫々地方ノ実情ニ応シ最適切有効ナル計画ヲ樹立シ之カ実効ヲ収メラレ度依命及通牒候也

四 神奈川縣市町村更生委員会設置ノ趣旨並規程

神奈川縣市町村更生委員会設置ノ趣旨

現下極度ニ窮迫セル市町村ノ不況打開ニ就テハ素ヨリ国家並ニ上級団体ニ於テ時局匡救ノ根本対策ヲ樹立シ民心ノ安定ヲ図ルト共ニ之カ応急的諸施設ヲ講スルハ將ニ焦眉ノ急務ナリト謂ハサルヘカラス

# 第1章 国民更生 経済更生運動

依テ政府並ニ県ハ臨時応急ノ各種匡救施設ヲ講シ以テ此ノ未曾有ノ

難局打開ニ邁進セントス然レトモ真ニ能ク時局匡救ノ目的ヲ達セム

カ為ニハ市町村自体ノ自覚ニ依ル自力更生ノ方途ニ従ヒ必死ノ努力

ヲナスニ非サレハ到底其ノ不況打開ヲ求ムルコト至難ナリト信ス然

ルニ市町村ノ現状ヲ觀ルニ非常ノ難局ニ際シテ動モスレハ徒ニ他ニ

依頼スルノ弊ニ陥ルノ傾アルハ洵ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ依テ此ノ

弊風ヲ去リ積極敢為ノ精神ト新興ノ銳氣トヲ以テ獨立自主ノ信条ノ

下ニ自力ニ依リ産業經濟公私生活其ノ他各般ニ亘リテ更生ノ策ヲ講

セシメ統制アル指導方針ノ下ニ専ラ市町村ノ自主の更生ヲ企画セシ

ムルノ要緊切ナルヲ認ム茲ニ於テ県ハ之レカ指導誘掖ノ機関トシテ

神奈川県市町村更生委員会ヲ設置シ県下市町村ヲシテ自力更生ノ実

ヲ挙ケシメトス

神奈川県市町村更生委員会規程<sup>〔注〕</sup>

(昭和七年九月五日付  
神奈川県告示第六一四号)

第一条 本委員会ハ現時ノ難局ニ當リ県下ノ市町村ヲシテ自主の更

生ノ精神ヲ振起セシムルト共ニ經濟更生ノ実ヲ挙ケシムルタ

メ之カ指導誘掖ヲナスヲ以テ目的トス

第二条 本委員会ハ自主の更生ニ自覚セル市町村ニ対シ概ネ左記事

項ニ関シ特別指導ノ任ニ當ル

一 産業計画ヲ樹立実行セシムルコト

二 町村財政ノ樹テ直シヲ為サシムルコト

三 公私生活ノ改善ヲ徹底セシムルコト

第三条 本委員会ハ前条ノ事業ヲ行フ外左ノ事項ヲ行フ

一 自力ニ依リ更生シタル市町村ノ実例ヲ「パンフレット」

トナシ関係方面ニ頒布スルコト

二 懇談會座談會講演會映画會等ヲ開催スルコト

三 更生運動指導者講習會ヲ開催スルコト

四 其ノ他必要ト認メタル事業

第四条 本委員会ハ會長一名委員若干名ヲ以テ組織ス

第五条 會長ハ本県知事之ニ當リ委員ハ知事之ヲ任命又ハ委嘱ス

第六条 會長ハ會務ヲ總理シ本委員会ヲ代表ス會長事故アルトキハ

會長ノ指名シタル委員其職務ヲ代理ス

第七条 本委員会ニ幹事若干名ヲ置キ委員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

〔注〕本規定は昭和八年二月十七日付県告示第一〇二号で次の部分が改

正された。

第二条 本委員会ハ自主の更生ニ自覚セル市町村ニ対シ概ネ左ノ

事項ニ関シ特別指導ノ任ニ當ル

一 經濟更生計画ヲ樹立実行セシムルコト  
二 市町村財政ノ樹テ直シヲ為サシムルコト

三 公私生活ノ改善ヲ徹底セシムルコト

第三條 本委員会ハ前条ノ事業ヲ行フ外左ノ事項ヲ行フ

一 本県農林漁業其ノ他産業全般ニ亘ル組織の統制計画ニ関スル調査及立案

二 当該年度内ニ於テ經濟更生計画ヲ樹立スヘキ農山漁村ノ選定及更生計画ノ審査

三 自力ニ依リ更生シタル市町村ノ実例ヲ「パンフレット」トナシ関係方面ニ頒布スルコト

四 懇談會座談會講演會映画會等ヲ開催スルコト

五 更生運動指導者講習會ヲ開催スルコト

六 其ノ他必要ト認メタル事業

## 二 農山漁村經濟更生計画樹立に関する件通牒

七農第七九四号

昭和七年十二月十三日

町村長殿

農山漁村經濟更生計画ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ政府ハ曩ニ農林省ニ經濟更生部ヲ設置シ農山漁村經濟全般ニ亘リ計画の組織の整備改善ヲ図ルコト、相成本県亦之レカ趣旨ヲ体シ神奈川縣市町村更生委員會ヲ設置シ農山漁村經濟更生計画樹立及実行ニ関スル指導督励ヲ為スコト、相成候ニ就テハ

内務部長 古川静夫

部内一般ニ周知ノ上町村ニ於テモ自主的ニ同様委員會ヲ設置セラレ

夫々更生計画ノ樹立実行ニ御考慮相成度尤モ県ニ於テハ毎年十五ヶ

町村ヲ指定シ次第ニ各町村ニ及サントスル方針ニ付御含ミ相成度尚

今般農林省ニ於テ農山漁村經濟更生計画樹立方針決定相成候ニ付一

部及送付候条左記事項御留意ノ上之レカ計画樹立実行ノ指針トセラレ度依命此段及通牒候也

追テ為参考町村ノ經濟更生計画樹立実行ノ場合ニ於ケル委員會規

程準則別紙ノ通作製致候ニ付御了知相成度申添候

### 記

一 農山漁村經濟更生計画ハ農村經濟ノ運営及組織ノ根本的改善ニ付農山漁家ノ自醒ヲ促シ隣保共助共同融和ノ精神ト自奮更生ノ熱意トニ依リ農山漁村經濟全般ニ亘リ整備改善ヲ加ヘ農山漁家ノ經濟生活ノ安定ヲ図リ奨來ニ向ヒテ其ノ福利ノ増進ヲ図ルヲ以テ目的トスルモノニシテ別冊<sup>〔注〕</sup>「農山漁村經濟更生計画樹立方針」ハ此ノ趣旨ニ依リ農山漁村ヲ通シ經濟更生上必要ナリト認ムル原則ヲ廣ク網羅セルモノニ有之從ツテ個々ノ町村ニ就テハ具體的ニ立案スルニ当リテハ当該町村ノ実情ト本書ノ第二以下各項目ニ示セル精神トヲ能ク照合スルヲ要シ徒ニ形式ニ拘泥シ本方針第二以下各項目ノ全部又ハ大部分ヲ其ノ儘ニ強ヒテ取入レントスルノ結果却

# 第1章 国民更生 経済更生運動

テ緊要ナル経済更生計画ノ樹立及実行上支障ヲ来スカキコト無キ様充分留意シ其ノ実行ヲ主眼トシ現状ニ顧ミ本書一ノ第二以下ニ掲クル事項ノ取捨配分宜シキヲ得最モ実行性アル適切ナル経済更生計画ヲ樹ツル様致度尚経済更生計画ハ確定不動ノモノニ非ズシテ各種ノ事情ニ依リ逐次修正ヲ為シ又計画及実行事項ハ漸ヲ以テ進ムコト寧ロ可ナルコト多カルベキヲ以テ注意セラレ度キコト

二 経済更生計画ノ樹立実行ノ完璧ヲ期スルニハ各種団体ヲシテ各分野ニ応シテ充分ナル活動ヲ為サシメ且ツ其ノ間充分ナル協調ヲ保タシムルハ勿論ナルモ町村内ニ於テモ町村吏員小学校教員其他団体役職員等ノ密接ナル連絡融和ト経済更生ノ理解トニ依リ統制的ニ之カ計画ノ樹立実行ニ当ルヲ最モ緊要トスルモノナルヲ以テ此点特ニ注意セラレタキコト

## 〔別紙〕

### 何町(村) 更生委員会規程準則

第一条 自主の更生ノ精神ヲ振起セシムルト共ニ経済更生ノ実行ヲ挙ケシムル為メ本町(村)ニ更生委員会(以下単ニ委員会ト称ス)ヲ設置ス

### 第二条 委員会ハ左ノ事業ヲ行フ

一 経済更生計画ノ樹立

二 県委員会ノ審査ヲ経テ決定セラレタル経済更生計画実行ノ指導及督励

三 町村財政ノ樹直シニ関スル事項

四 公私生活ノ改善ニ関スル事項

五 其ノ他自力更生ニ関シ必要ナル事項

### 第三条 委員会ハ会長一人副会長一人委員若干名ヲ以テ組織ス

会長ハ町(村)長ヲ以テ充ツ

副会長ハ委員ノ互選ニ依ル

委員ハ町(村)吏員町(村)會議員区长小学校校長産業組合長町(村)農会役職員農事実行組合長養蚕実行組合長在郷軍人分会長青年団長其他農林漁業ニ經驗アル者ノ中ヨリ町(村)長之ヲ命シ又ハ囑託ス

### 第四条 会長ハ会務ヲ総理シ會議ノ議長トナル

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

### 第五条 委員会ニ幹事及書記若干人ヲ置ク

幹事及書記ハ会長ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス

(仙石原村役場「物業書類綴」(昭和七年)箱根町役場蔵)

〔注〕別冊省略。



三 時局匡救 国民更生に関する県知事横山助成の

訓示要旨

横山神奈川県知事訓示要旨

本日時局重大ノ秋ニ当リ爰ニ諸君ノ会同ヲ煩シ過般地方長官會議ニ於テ総理大臣以下各省大臣ヨリ訓達セラレタル事項ヲ伝達シ併テ所懐ノ一端ヲ披瀝シ諸君ト共ニ当面焦眉ノ問題ニ付留意ナキ意見ヲ交換スルコトヲ得ルハ洵ニ欣幸トスルトコロナリ

敬神尊皇ノ精神ヲ振作シ国本ノ培沃ヲ図ルハ何レノ時代ニ在リテモ極メテ緊要ノ事ナリト雖殊ニ現下ノ情勢ニ於テハ最モ其ノ必要ヲ痛感スルモノナリ這般ノ日支事變ニ際シ我力派遣將兵力競フテ尽忠報國ノ赤誠ヲ捧ケ國民拳テ亦後援ニ努メタル摯情ハ正ニ皇國ノ精華タル敬神尊皇ノ精神自然ノ発露ニシテ他國民ノ断シテ追隨ヲ宥ササル美点ナリトス予ハ諸君ト共ニ今後益々民心ヲシテ此ノ堅実性ヲ発揚セシメ國威ヲ中外ニ宣揚セシムル為一段ノ力ヲ竭サムコトヲ期ス我カ國ハ今ヤ未曾有ノ難局ニ直面シ貿易ハ減退シ国内産業ハ萎靡不振ニ陥リ都市農村ノ別ナク殆ト疲弊困憊ノ極ニ達シ殊ニ農山漁村民及中小商工業者ノ窮状ハ実ニ見ルニ忍ヒサルモノアリ今ニシテ之カ救済ノ策ヲ講シ人心ノ不安ヲ除キ前途ニ希望ヲ認メシムルニ非サレ

ハ國運ノ隆興ヲ期スルコト能ハサルヘキヲ惧ル依テ速ニ深刻ナル財界ノ不況ヲ克服シ國民經濟ノ更生ヲ図ルニ足ルヘキ適切有效ナル対策ヲ樹立実行スルハ実ニ喫緊ノ要務ナリト信ス

然レ共此ノ種ノ問題ハ単ニ一地方一局部ニ限定セラレタル問題ニ非サルヲ以テ政府ノ対策方針ト相呼応シ施設宜シキヲ制スルニ非サレハ其ノ効果ヲ挙クルコト至難ナリ依テ県ハ過般臨時帝國議會ノ協賛ヲ經タル政府ノ時局匡救対策ニ基キ本県ノ実情ヲ顧ミ最モ緊要ト認ムル各種ノ事業ヲ計畫シ臨時県會ノ議決ヲ經ンヤ正ニ之カ実行ニ入ラムトシツ、アリ而シテ該施設事業中最モ重要ナルモノハ所謂土木事業ニシテ之ヲ農村振興土木事業及農業土木事業ニ大別シ事業ノ性質ニ応シ或ハ県ノ直營ニ依ルモノ或ハ町村事業トシテ施行セシムルモノ又ハ組合個人等ヲシテ之ヲ施行セシムルモノ等ニ区分セリ

農村振興土木事業中県ニ於テ直接施行セムトスルモノハ府県道改良費二十万円砂防費二十万円ニシテ計四十万円町村ヲシテ施行セシムルモノハ町村道改良費ニ於テ四十四万円河川改修費十八万円港湾改良費三万円計六十五万円ノ予定ナリ然シテ町村施行ノ工事ニ対シテハ國庫ヨリ何レモ其ノ工費ノ四分ノ三ヲ補助シ且不足財源ヲ起債ニ求メムトスル場合ハ全部預金部低利資金ノ融通ヲ為シ七、八、九、三年度間利子ノ補給ヲ為サムトスル予定ナリ

## 第1章 国民更生 經濟更生運動

農業土木事業ニ於テハ県直營ニ係ルモノハ僅ニ用排水幹線改良費及  
荒廢地復旧工事費合セテ八万六千余円ニ過キス其ノ余ハ主トシテ組  
合又ハ個人等民間ノ事業トシテ施行セシメトスルモノニシテ内耕  
地拡張改良ニ関スル事業其ノ大部ヲ占メ総額五十八万四千余円ニ上  
リ之ヲ開墾助成法ニ依ル開墾小開墾小用排水改良暗渠排水小設備ノ  
五種ニ区分ス是等事業ハ何レモ之ニ依リ直接農民ニ勞銀ヲ取得セシ  
ムルト同時ニ將來生産費ノ低下ヲ図リ土地ノ生産能率ヲ向上セシメ  
永ク地方民ノ収入増加ノ源泉タラシメムトスルモノノミナリ右ノ内  
國庫ハ開墾助成法ニ依ル開墾ニ付テハ四割其ノ他ノ事業ニ付テハ五  
割ノ補助ヲ為スト雖疲弊困憊ノ極ニ達セル農家ノ現状ニ在リテハ残  
余ノ六割乃至五割ノ負担ヲ為ス事ハ此ノ際頗ル困難ナリト認メタル  
ヲ以テ県ニ於テハ財政窮迫ノ折柄ナルニ拘ラス是等事業費ニ對シニ  
割ノ追加補助ヲ為シ以テ事業ノ実行ヲ遂ケシメムトセリ

其ノ他山村及漁村ニ對スル事業トシテハ林道ノ開設船溜及築磯ノ築  
造ヲ為スモノニ對シ補助金交付ノ計畫ヲ樹テタリ

以上叙説シタル各種ノ土木事業ハ可成之ヲ農山漁村ニ普遍的ニ配分  
施行セシメ而モ之ヲ就勞者ハ主トシテ地元居住者ヲ使役セシムル予  
定ニシテ之ニ依リ地元居住者ニ勞銀取得ノ機会ヲ与ヘ以テ収入ノ増  
加ヲ図リ自力更生ノ資タラシムルト共ニ將來地方産業ノ進展ニ寄与

セシメムトスルニ在リ從テ之等事業ノ町村配當ニ就テハ最モ慎重ナ  
ル調査ヲ遂ケ普ク公平ニ分布セムカ為大半ハ之ヲ農家戸數ニ按分シ  
之ヲ基根トシテ特ニ窮乏ノ程度深刻ナリト認ムル町村ノ特殊事情ヲ  
加味シ且各種事業ノ重複ヲ避クル等適當ニ之ヲ按配シテ出來得ル限  
リ公平ナル分配ヲ為サムコトヲ期シタリ

其ノ他農村振興ニ関スル施設トシテ県ニ於テハ國庫補助ノ下ニ農村  
經濟ノ更生蚕糸業ノ振興施設共同作業場ノ設置農業倉庫ノ設置肥料  
ノ改良増殖炭窯ノ構築等ヲ奨励助成セムトシ相當ノ県費ヲ投シテ之  
カ實施ニ違算ナキヲ期シタリ

次ニ中小商工業者ノ匡救ニ関シテハ以上農村振興諸施設ノ實施ニ依  
リ農村經濟ハ漸次更生シ其ノ購買力ノ回復ニ伴ヒ自ラ商工業ニ好影  
響ヲ及ボスモノト信スルモ当面ノ緊急問題トシテ中小商工業者ニ對  
スル金融梗塞ノ現状ニ鑑ミ之カ円滑疎通ノ途ヲ講スルコトノ最モ緊  
要ナルヲ認ムルニ依リ政府ニ於テ示サレタル補償制度ニ依ル低利資  
金融通ノ方法ニ依リ県ハ市町村ト協力シ資金貸出ニ對スル一定限度  
ノ補償ヲ為スコト、シ當業者ノ金融疏通ニ最善ノ努力ヲ払ハムトシ  
既ニ必要ナル事案ノ議決ヲ經濟々準備ヲ進メツ、アリ

以上數項ニ亘ル本県ノ対策ハ何レモ政府ノ施設及方針ニ基キ一面本  
県ノ実情ニ照シ適切有効ト認ムル施設事業ナルヲ以テ之カ実行ニ拠

リテ相当地方経済ニ好影響ヲ期待シ得ヘシト雖素ヨリ限リアル経費ヲ以テ限リアル事業ヲ遂行スルニ過キサルヲ以テ独リ政府又ハ県市町村等ノ公施設ニノミ依リテ之カ匡救ノ完キヲ望ムハ至難ナリ要ハ国民各自カ克ク内外ノ情勢ト国難ノ実相トヲ理解シ徒ニ他力ノ救援ニノミ俟ツコトナク相率キテ自奮自励全能力ヲ傾注シテ勤儉業ニ励ミ自力ニ依リテ窮迫ノ悲境ヲ離脱スルノ勇氣ト発奮更生ノ決心トヲ以テ難局ノ打開ニ当リ更生ヲ期スルニ在リ若シ此ノ自力更生ノ建設的努力ヲ基調トセス徒ニ政府又ハ県等ノ保護救済ニノミ倚頼セムトスルノ傾向ヲ馴致スルニ於テハ政府及県市町村ニ於ケル今回ノ匡救施設モ皆ニ所期ノ効果ヲ挙ケ得サルノミナラス却テ依頼心ヲ助長セシメ国民ノ士氣ヲ消磨セシムルノ結果ニ終ルナキヲ保シ難シ之大ニ警メテ諸君ト共ニ協力策励ヲ要スヘキ点ナリト思料ス

政府ハ夙ニ此ノ点ヲ考慮シ本月五日臨時帝國議會閉会ノ日ヲ期シ全国一斉ニ国民自力更生ノ一大愛國運動ヲ開始セラレタリ本県亦同日ヲ以テ県民ニ告諭スルト同時ニ市町村更生委員会ヲ設ケテ本運動ノ趣旨ノ徹底ヲ図リ且市町村ノ更生施設ニ対シ特別ノ指導誘掖ノ任ニ當ラシムルコト、為セリ諸君ハ時局匡救並ニ国民更生運動ノ第一線ニ立チ直接ニ施設策励ノ途ヲ講スヘキ重大ナル責任ノ地位ニ在ルヲ以テ各其ノ市町村ノ事情ニ即シタル機宜ノ施設ヲ実行スルト共ニ當

面ノ匡救施設事業ヲシテ一時的効果ニ止マラシメス将来永久ニ互リテ人心ノ健全ナル伸展ヲ期シ弛緩ナカラシメムカ為大ニ自力更生ノ民風ヲ興起セシメ地方経済生活ノ整備振作ニ格段ノ力ヲ致サレムコトヲ切望シテ已マス

以下細目ニ就テハ別ニ項ヲ別チテ指示スルトコロアルヘキニ依リ諸君ハ十分其ノ意ヲ体シ其ノ措置ヲ謬ラス部民ヲ善導シテ実効ヲ収メラレムコトヲ望ム

〔仙石原村役場 足柄下郡町村長會書類（昭和七八年）箱根町役場蔵〕  
小田原外廿五ヶ町村組合長

#### 四 昭和八年度町村長会における県知事横山助成の訓示要旨

##### 訓示要旨

昭和八年六月

##### 横山神奈川県知事訓示要旨

本日茲ニ諸君ノ会同ヲ煩ハシ過般地方長官會議ニ於テ総理大臣以下各省大臣ヨリ訓達セラレタル事項ヲ伝達シ併セテ所信ノ一端ヲ披瀝シ諸君ト共ニ当面ノ問題ニ就キ隔意ナキ意見ヲ交換スルコトヲ得ルハ洵ニ欣幸トスル所ナリ

今次帝國方國際聯盟ヲ離脱シタルニ際シ去ル三月二十七日畏クモ

大詔ヲ渙発セラレ国民ノ嚮フヘキ鍼路ヲ示サセ給ヒシコトハ 聖旨  
宏遠寔ニ恐懼感激ニ禁ヘサル所ナリ

現下我国ハ内外極メテ多事多難ニシテ 詔書ニ宣ハセラルル通り正  
ニ非常ノ時艱ニ遭遇シツツアリ此ノ機ニ於テ宜シク拳固一心 聖旨  
ヲ奉体シテ刻苦淬励シ協力一致難局打開ニ当リ苟モ秋毫ノ弛緩ヲ容  
ササルノ秋ナリ諸君ハ此ノ 大詔ノ 聖旨ヲ遵奉シ更ニ一段ノ緊張  
ヲ以テ事ニ当リ建國ノ大義ニ則リテ愈々惟神ノ日本精神ヲ更張シ庶  
政ノ刷新ニ努メ国力ノ充実ヲ図ルト共ニ皇威ヲ中外ニ宣揚セシメム  
カ為此ノ際一段ノ力ヲ竭シ以テ時局ニ善処セラレムコトヲ望ム  
現下ノ世相ハ經濟界ノ不況其ノ他ニ因由スル一種ノ社会的焦躁ノ裡

ニ在ルノ実状ニシテ此ノ不安ヲ一掃シ国民生活ノ安定ト向上トヲ期  
図スルハ方今喫緊ノ要務ナリ之カ対策トシテ健全ナル国民思想ヲ培  
養シ事端ノ發生ヲ未然ニ防止スルハ固ヨリ緊要ノ事ニ属スト雖更ニ  
現下ノ状勢ニ鑑ミ各般ノ行政及財政ノ上ニ社会的意義ヲ拡充スルコ  
ト亦最モ急務ナリトス彼ノ各種社会運動ニシテ我カ建國ノ大義ト絶  
体ニ相容レサルモノニ在リテハ固ヨリ之ヲ排撃セサルヘカラサルモ  
然ラサルモノニ在リテハ徒ニ之ヲ抑圧スルハ努メテ之ヲ避ケ常ニ正  
確ナル判断ト理解アル態度ヲ以テ之ニ臨ミ更ニ進ムテハ克ク其ノ真  
相ヲ究明シテ之ヲ健実中正ナル方向ニ誘導スルト共ニ之カ根本的解

決ニ努力セサルヘカラサルヲ以テ諸君ハ常ニ各種ノ施設ヲ通シ適切  
有効ナル措置ヲ講セラレムコトヲ望ム

政府ニ於テハ經濟難局ノ打開ニ全力ヲ注キ之カ為時局匡救事業ノ執  
行ヲ始トシ恩賜救療事業失業応急事業其ノ他各種ノ方策ヲ講シ其ノ  
遂行ニ努メツツアリ本県ニ於テモ亦政府ノ対策方針ト相呼応シテ最  
モ緊要ト認ムル各種ノ事業ヲ計畫施行シツツアリ而シテ之カ目的達  
成ニ付テハ前途尚一段ノ努力ヲ要スルモノアリ随テ右ニ関スル措施  
画策ニ付テハ諸君ノ留意ヲ望ムヘキ幾多ノ事項アルモ特ニ左記諸項  
ニ関シテハ今後慎重ナル調査研究ヲ遂ケ万遺漏ナキヲ期セラレムコ  
トヲ切望ス

(一) 市町村財政ハ益々窮迫ニ陥リツツアルニ拘ラス時局ノ為ニ要  
スル必要経費ハ却テ漸次増嵩スルノ傾向ヲ示シツツアリ随テ此  
ノ間ニ処シ累ヲ将来ニ貽スカ如キコトナキ様子メ充分ナル考慮  
ヲ為スハ財政變理上極メテ肝要ノ事ナリ仍テ事業ノ計画ニ当リ  
テハ緩急輕重ヲ精査シ苟モ放漫ニ流ルルカ如キハ嚴ニ戒メサル  
ヘカラサルハ勿論予算ノ經理ニ当リテモ専ラ浪費ヲ制シ冗費ヲ  
省キ殊ニ収支ノ適合ニ意ヲ注キ以テ財政ノ基礎ヲ堅実ナラシム  
ルコト最モ緊要ナリ而シテ負担ノ關係ニ付テモ深く經濟並社会  
事情ノ動向ニ稽ヘテ宜シキヲ制シ徒ニ從來ノ行懸リニ囚ハレ若

ハ地方ノ情実ニ左右セラルルコトナク緩急ノ序ヲ制スルニ於テ  
一ニ公正ナル判断ヲ愆ラサル様一段ノ注意ヲ切望ス

(二) 農村振興土木事業ハ幸ニ諸君ノ熱誠ナル努力ニ依リ幾多ノ困難ヲ排除シテ各市町村何レモ予期ノ通り年度内ニ事業ヲ完成シ概ネ良好ノ成果ヲ収メ得タルハ一ニ諸君ノ努力ニ依ルモノニシテ茲ニ深く謝意ヲ表スル次第ナリ

政府ニ於テハ昭和八年度ニ於テモ前年度同様県市町村ニ対シ補助金ヲ交付シテ土木事業ヲ執行セシメ以テ時局匡救ニ資セムトス而シテ本県ニ於ケル市町村土木事業費ハ総額金九拾七万弐千円ノ見込ニシテ近ク各市町村配当額ヲ決定スヘキヲ以テ諸君ハ宜シク本事業企興ノ趣旨ニ鑑ミ工事箇所ノ決定工種ノ選択等ニ就キ深甚ナル注意ヲ払ヒ既往ノ経験ニ顧ミテ更ニ一段ノ工夫ヲ重ネ関係吏僚ヲ督励シテ一層緊張事ニ当ラシメ本事業ノ目的達成ニ万遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム由來土木事業ハ地方住民ノ利害休戚ニ関係スル所極メテ大ナルモノアルヲ以テ従來動モスレハ種々ノ運動ニ禍セラレ又ハ権勢情実ニ偏倚スルノ虞ナシトセス諸君ハ常ニ公正ナル判断ニ依リ之等運動ノ渦中ニ投セララルカ如キコトナキヲ期スルハ勿論工事ノ執行ニ当リ苟モ綱紀ノ問題ヲ惹起スルカ如キコトナキ様自他共ニ深く戒慎ヲ加ヘ

間隙ナカラシメラレムコトヲ望ム

(三) 農山漁村ニ対スル時局匡救施設ニ付テハ爾來官民一致ノ努力ト機宜ノ措置トニ依リ稍々更生ノ曙光ヲ望ミ得ルニ至リタルハ洵ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ然リト雖農山漁村振興ノ恒久的対策ハ其ノ経済ノ根柢ニ横ハル諸種ノ禍因ヲ芟除シ其ノ経済ヲ組織的計画的ニ整備スルヲ最モ緊要ナリトス即チ生産費ノ可及的減ト生産物ノ合理的配給トヲ計ルヲ根本義トス之カ為ニハ農山漁村ニ於ケル余剩勞力ノ活用休閑地ノ利用等ヲ策進シ又一面農業ノ機械化優良品種ノ改良普及等一層ノ改善發達ヲ計リ以テ個人経済ノ改善ニ資スルト共ニ農山漁村ニ現存スル各種産業団体ノ連絡協調ヲ図リ各其ノ分野ニ応シ充分其ノ機能ヲ發揮セシムヘキナリ

本県ニ於テハ昨秋設置セル市町村更生委員会ヲシテ専ラ如上ノ目的ヲ達成セシメムカ為自力更生ニ関スル各種ノ施設ヲ企画実行セシメツツアリ各位ニ於テモ一層其ノ意ヲ体シ近時漸ク盛ナラムトスル自力更生ノ氣運ヲ善導シ以テ農山漁村更生ノ実ヲ挙ケラレムコトヲ望ム

(四) 医療救護ノ普及充実ハ国民保健上並救護上最モ緊要ナルモノアリ客年八月畏クモ救療ノ資トシテ御内帑金御下賜ノ御沙汰ヲ

拝シタルハ誠ニ感激ニ堪ヘサル所ナリ政府ニ於テモ亦治療ニ要スル經費ヲ支出セラレタルヲ以テ之ニ県費ヲ加ヘ恩賜治療事業ヲ開始セル処幸ニ諸君ノ尽力ニ依リ着々所期ノ効果ヲ挙ケツツアリ本年度ニ於テモ過去ノ実績ニ鑑ミ非常時施設トシテノ機能ヲ十分發揮シ 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期シツツアルヲ以テ諸君ニ於テモ本施設ノ趣旨ヲ諒セラレ一層協力援助ヲ与ヘラレムコトヲ望ム

終リニ今夏八月初旬ニ於テ帝都ヲ中心トシ東京神奈川千葉埼玉及茨城ノ一府四県ニ亘リ実施セラルル関東防空演習ニ関シテハ諸君ノ既ニ了知セラルル所ナリ本演習ハ単ニ防空知識ノ普及宣伝ヲ目的トスルモノニ非スシテ防空施設ノ訓練向上ヲ図ルニ在リ且ツ其ノ規模ノ廣大ナル其ノ地域ノ重要ナルトニ於テ従来此ノ比ヲ見サル所ニシテ演習実施ノ成績如何ハ将来ノ国防上ニ至大ノ関係ヲ有スルヲ以テ之カ所期ノ目的達成ニ就キ充分ナル協力ヲ与ヘラレ実施上万遺算ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

以上ノ外諸君ノ協力ヲ請ヒタキ事項ニ付テハ別ニ指示注意スル所アルヘキヲ以テ諸君ハ克ク其ノ意ヲ体シ益々庶政ノ刷新ニ力ヲ協セ此ノ難局ニ善処スルノ策ヲ愆ラサラムコトヲ切望ス

(人事課「地方長官会議書類」(昭和八年) 神奈川県庁蔵)

## 五 神奈川県農山漁村経済更生計画協議会指示事項

〔表紙〕  
昭和八年七月十三日

農山漁村経済更生計画協議会指示事項

指示事項

### 第一 農山漁村経済更生計画樹立根本方針ニ関スル件

曩ニ農林省ニ於テ農山漁村経済更生計画樹立方針別冊<sup>〔注〕</sup>ノ通決定セラレ本県ニ於テモ同一方針ニ拠リ該計画ヲ樹立セシメムトス抑モ農山漁村経済更生計画ノ樹立ハ農山漁家ノ嚮フベキ進路ノ確立ニシテ一町村ノ共同目標ナルヲ以テ之レガ樹立ニ当リテハ左記ノ点特ニ留意ノ上該村ノ実情ニ即シ適切ナル計画ヲ樹立シ之カ実行ヲ期スル様一段ノ努力アランコトヲ望ム

一 農林省ノ示セル農山漁村経済更生計画樹立方針ハ農山漁村ヲ通シ経済更生上必要ナリト認ムル原則ヲ広く網羅セルモノニシテ従テ個々ノ町村ニ就キ具体的ニ立案スルニ当リテハ当該村ノ実情ト該方針第二以下各項目ニ示セル精神トヲ照会スルヲ要シ徒ニ形式ニ拘泥シ該項目ノ全部又ハ大部分ヲ其ノ儘ニ強ヒテ取入レントスルノ結果却テ緊要ナル経済更生計画ノ樹立及実行上支障ヲ来サガ如キコト無キヤウ充分留意シ其ノ実行ヲ主眼トシ

現狀ニ鑑ミ該項目ノ取捨配分宜シキヲ得最モ実行性アル適切ナル經濟更生計畫ヲ樹立スルコト

二 計畫実現ニ要スル年限ハ五ヶ年位ヲ目標トシ特殊ナル事項ニ付テハ適宜伸縮スルコト

三 計畫遂行ハ急ヲ要スルモノヨリ着手スルコト但シ直ニ着手シ難キモノト雖モ其ノ実行方法ノミハ決定シ置クコト

四 完成迄ニ數年ヲ要スルモノハ年次計畫ヲ樹立スルコト

五 負債ノ整理ニ関シテハ特ニ留意スルコト

六 余剩勞力ノ利用ニ関シテハ特ニ留意スルコト

七 従来ヨリ懸案トナレル諸問題ノ如キハ此際計畫シテ其ノ解決ヲ図ルコト

## 第二 農山漁村經濟更生計畫樹立実行ノ具体的方針ニ関スル件

### 一 町村經濟更生委員會ノ設置

町村經濟更生委員會ハ經濟更生計畫ノ樹立及実行ノ中枢機關ナルヲ以テ之レガ組織ニ當リテハ左記標準ニ依リ人選等ニハ特ニ留意シ極力情実ヲ排シ適任者ヲ任命又ハ囑託セラレンコトヲ望ム

#### (一) 委員會規程

〔注〕別紙準則ニ依ルコト

### (二) 委員會ノ構成

(1) 會長ハ原則トシテ計畫樹立団体長ヲ以テ之ニ充ルコト

(2) 委員ハ村吏員村會議員區長各種団体長及農山漁業ニ精通セルモノ等二十名乃至三十名ヲ以テ之ニ充ルコト

(3) 幹事ハ村吏員及各種団体ノ實際事務ヲ執掌スルモノヲ以テ之ニ充ルコト

### 二 基本調査ニ関スル件

基本調査ノ項目ハ余リニ多岐ニ亘リ理想ニ走ルトキハ調査ノ為ニ意外ニ長時日ヲ要シ却テ調査倒レニ傾ク虞アルヲ以テ町村ノ經濟事情ヲ透視シ得ル範圍ニ於テ成ル可ク簡明ナルヲ望ムモ本調査ノ目的ハ町村ノ真相ヲ觀察セムガ為ニ行フモノナルガ故ニ之レガ調査ハ成ル可ク正確ヲ期スル必要アルヲ以テ左記ノ方法ニ依リ万全ヲ期セラレンコトヲ望ム

#### (一) 調査員ノ設置

調査員ハ常任調査員ト部落調査員トノ二種トス常任調査員ハ役場吏員技術員町村經濟更生委員中ノ適任者等ヲ任命又ハ囑託シ公簿統計又ハ認定ニ依リ調査ス

部落調査員ハ町村經濟更生委員ニ統計調査委員各種団体(特ニ青年團)ノ幹部ヲ囑託シ各個人ニ付各般ノ調査ヲナス

(二) 調査方法

部落調査委員ハ一人ニテ数戸ヲ分担シ予メ調査用紙ヲ各戸ニ配付シ置キ申告ノ能力アルモノハ自ラ申告セシメ能力無キモノハ調査員ガ聴取リ調査ヲ行フ而シテ調査ノ事実ハ成ル可ク現在若ハ最近ノモノヲトルコト尚借金貯金ニ付テハ実数ヲ得シガ為メ特ニ無記名申告ヲ為サシムルコト

- (三) 調査ノ項目ハ別冊<sup>(注)</sup>(町村単位及個人単位)ニ依ルコト
- (四) 調査集計方法

部落調査員ハ各部落毎ニ集計ヲナシ之ヲ常任調査員ニ提出ス常任調査員ハ之等ヲ集計シテ全町村ノ調査書ヲ作製ス

- (五) 町村更生委員会ニ於テ調査ノ結果ニ付各部落毎ニ各項目ニ付長所短所ヲ検討シ后町村全体ノ批判ヲ下ス

三 計画ノ樹立

経済更生計画ハ町村共同ノ目標ナルヲ以テ之ガ樹立ニ際シテハ左記ニ依リ慎重審議実情ニ即セル適切ナル計画ヲ樹立セラレンコトヲ望ム

- (一) 計画面ノ作成

計画ハ町村経済更生委員会ニ於テ基本調査ノ批判ニ基キ樹立スヘキモノナルガ其ノ原案ハ多人数ニテ作成スルハ困難ナル

ヲ以テ全委員会ニ於テ各委員ノ意見ヲ充分ニ聴取シ置キ委員ヲ産業部経済部社会部等ノ部門ニ分ケ各部ニ於テ委員会ノ総意ニ基キ別紙<sup>(注)</sup>計画書例ニ依リ夫々分野ニ対スル計画案ヲ作成シ后役場吏員技術員委員中ノ各部長等数名ニテ全計画書ノ原案ヲ作成スルコト

- (二) 計画書ノ提出

前項ノ如クニシテ作成シタル計画ノ原案ハ町村経済更生委員会ノ承認ヲ経タル后基本調査書ト共ニ三部宛ヲ県ヘ提出スルコト県ニ於テ各課各係ニ於テ之ヲ訂正補足シ町村ヘ返戻ス而シテ町村ニ於テハ之ヲ再ビ町村経済更生委員会ノ承認ヲ受ケ印刷ニ附シ基本調査書ト共ニ各々四十部宛ヲ県ヘ提出シ県市町村経済更生委員会ノ審査ヲ受クルコト

- (三) 町村経済更生委員会ノ指導

町村経済更生委員会開催ノ際ハ成ル可ク県、県郡農会関係職員ノ参列ヲ乞ヒ指導ヲ受クルコト

- (四) 計画樹立促進ニ関スル件

計画樹立ヲ促進スル為メ左記日程ニ依リ進行セラレンコトヲ

望ム

- (一) 町村経済更生委員会ノ組織 七月中



- (一) 第一回村民大会(趣旨ノ徹底)
  - (二) 部落懇談会(趣旨ノ徹底)
  - (三) 基本調査ノ着手
  - (四) 基本調査書ノ完成 九月
  - (五) 計画案ヲ作成シテ県へ提出 十一月
  - (六) 計画案ノ審議(県関係職員) 十二月
  - (七) 県関係職員ノ審議ヲ経タル計画案ヲ町村経済更生委員会ノ承認ヲ経印刷シテ県へ提出 一月
  - (八) 市町村経済更生委員会ニ於テ計画ノ審査 二月
  - (九) 第二回村民大会(基本調査及計画ノ内容ヲ発表シ実行ヲ誓約セシム) 三月
- (五) 計画ノ実行
- 計画ハ実行ヲ主眼トスルモノナルガ故ニ之レガ実行ニ関シテハ極力工夫ヲ凝ラシ実績ヲ挙ゲラレンコトヲ望ム
- (一) 計画趣旨ノ徹底
    - 経済更生計画ハ町村挙テノ大事業ナル故左記方法ニ依リ其ノ趣旨ヲ各戸各人ニ徹底セシムルコト
    - 1 計画書ヲ簡易ニ印刷シ(一枚刷)各戸ニ配付スルコト
    - 2 町村民大会

七月中

- 町村民ヲ一堂ニ集メ調査現況及計画ヲ説明シ同時ニ其ノ実行ノ決意ヲ固メセシムル方法ヲ講スルコト
- 3 部落座談会ノ開催
  - 町村民大会ノミニテハ町村民ノ全部ニ徹底シ難キ慮アルヲ以テ更ニ各部落毎ニ座談会ヲ開催シ成ル可ク家族全員ヲ集合セシメテ町村民大会同様ノ説明ヲ為シ一層其ノ徹底ヲ期ス尚部落座談会ハ毎月一回之ヲ開催シ計画実行ニ付協議ヲナスコト
- (二) 実行機関
  - 経済更生ノ実行ハ町村経済更生委員会ノ統制ノ下ニ左記各機関互ニ連絡協調ヲ図リ各々其ノ分野ニ応シテ其ノ分担スル計画ノ遂行ニ当ルモノトス
  - 1 経済の事項ハ総テ町村区域トスル産業組合ニ於テ行フ
  - 2 農林漁業改良ノ指導督励ハ町村農会森林組合漁業組合等之ニ当ル
  - 3 各部落ニ農事実行組合(養蚕実行組合)ヲ設置シ之ヲ以テ基礎的実行機関トス其他養豚組合養鶏組合園芸組合等ハ便宜其ノ分担又ハ補助機関トス
  - 4 村内各種団体ノ幹部其ノ他村内ノ有力者ヲ計画実行督励